

中村理香著『アジア系アメリカと戦争記憶——原爆・「慰安婦」・強制収容』

阿部 純一

一 東北大学大学院国際文化研究所

キーワード：アジア系アメリカ、戦争記憶、原爆、「慰安婦」、強制収容

抄録

本書は日本軍「慰安婦」制度、原爆投下、日系人強制収容など戦時暴力を題材としている。ただし当該暴力そのものを論じたものではない。そうした暴力の被害者側にいる「アジア」にルーツを持つ「北米アジア系の人々がどのように応答したのか、その多様性と複雑性を探る」ことこそ、本書が「試み」たことである。本書において最も注目すべき点は、先学が築いた「批判的比較研究」の方法論を導入し、複数の暴力を「補償是正」の範囲を広げる形で同時並列的に語ったことにある。多様な資料を用いつつ「アジア系アメリカ」の戦争記憶表象を様々な視角から論じた本書は貴重な情報と示唆に富むものである。

検討している。

本書は日本軍「慰安婦」制度、原爆投下、日系人強制収容といった戦時暴力を幅広く題材とした作品である。ただしアジア系アメリカ研究の視点に立つ本書は、当該暴力そのものを論じたものではない。そうした暴力の被害者側にいる「アジア」にルーツを持つ「北米アジア系の人々がどのように応答したのか、その多様性と複雑性を探る」ことこそ、本書が「試み」たことである（一三頁）。本書は二部構成をとっており、第一部では、日本軍「慰安婦」問題に対する北米アジア系の人々の応答を研究者、政治家、運動家の言説を中心に考察している。第二部では、多文化主義興隆以降の北米で出版された三つのアジア系小説を取り上げ、文学テクストをつうじた戦時暴力の記憶行為を

本書に関しては、既に牧野理英や金富子などの専門家により文学研究やジェンダー史研究の視点からの書評が数点出されている（二）。そのため、これらの研究領域に関わる本書の功績や問題の指摘の詳述は控えたい。むしろここでは、評者自身の専攻分野でもある日系アメリカ人史研究の視点から本書の貢献とその可能性を批評し、書評の責を果たしたい。以下では本書の概要を示し、その上で全体的な包括と評者なりの考えを述べる。章立ては次の通りである。

序章 二つの戦争展と被害／加害の記憶

第一部 アジア系アメリカと「慰安婦」言説——「日米二つの帝国」

という語り

第一章 アメリカで日本軍「慰安婦」問題を言説化すること——「特集号」の問いかけ

第二章 二つのリドレス——マイク・ホンダとアメリカの正義の限界

第三章 (不)在を映し出す場としての在米「慰安婦」追悼碑

第二部 複数の暴力と連結が開く可能性——日系とコリア系北米作家の描く「祖国の戦争」

第四章 「二つの帝国」と「脱出・救済物語」の領有／攪乱——ノラ・オッジャ・ケラーの『慰安婦』

第五章 「加害者の物語」——チャンネ・リーの『最後の場所で』が示す「慰安婦」像と「正しくない被害者」の心的損傷

第六章 国家記憶の統合／断絶としての人種暴力——ジョイ・ユガワの『おばさん』における長崎・強制収容・先住民

第七章 祖国の惨苦を聞くということ——ノラ・オッジャ・ケラーの『慰安婦』が描く母の戦争と追悼という語り

各章のタイトルが示唆するように、本書は日本軍「慰安婦」問題に対する在米アジア系の多様な反応の考察と、脱国家主義的な形での複数の暴力の同時並行的な語りを試みている。各章の要約は、下記の通りである。

序章は、在米アジア系の戦争記憶表象を扱う本書の導入として、新宿ニコンサロン「慰安婦」写真展(二〇一二年)とスミソニアン原爆展(一九九五年)という二つの戦争展の並列から始まる。両者はともに外部からの中止圧力を受けたことで知られる。中村氏は、日本の右

派とアメリカ右派の双方にみられる「一元的歴史認識や、自国の被害に対する妄想と加害の徹底的な否認という言説的類似」が「合わせ鏡」の構造を取っていると指摘する(二四頁)。また、日本の左派研究者たちによる日本の戦時加害行為批判を、アメリカの「原爆展」中止推進派が原爆正当化のために逆利用したことなどを例に挙げる。中村氏によると、このことは「言説のねじれ」——特定の国家的枠組みで起きた国家批判言説が別の国家的文脈においてその国の加害行為を正当化するために引用・領有される現象——にほかならない。

このように本書は、ある特定の暴力を他の複数の暴力と同時に語るという言説的行為が加害行為の相互免責を生じさせる危険性に自覚的である。こうした問題意識に導かれながら中村氏は、「補償是正」の範囲拡大という観点から複数の暴力を国境横断的に連結させることで、戦争被害が国家の物語に吸収されない言説のあり方を探ろうとしている。このことは「アメリカの正義」という物語に回収されることを拒否しながらも、日本の戦争犯罪と植民地主義暴力を問う北米アジア系の人々の取り組みがいかにして日本における歴史的正義の問題に寄与するのか、その可能性の模索を意味するのである。

第一章では、アジア系アメリカ学会誌(JAAS)の「特集号」(二〇〇三年)を考察する。この作業により、アメリカにおける日本軍「慰安婦」制度の言説化をめぐるアジア系アメリカ学会の問題提起を検討している。本「特集号」は、当時新進気鋭の三人のアジア系アメリカ人若手研究者の論文から構成されている。まず韓国系の文学研究者キヤンデイス・チュウは、「慰安婦」に関するアジア系アメリカの語りを通して「慰安婦」制度がアメリカの帝国主義やナショナリズムを承認する形で言説化される危険性に警鐘を鳴らす。さらに、暴力の「被

害を社会的アイデンティティに還元する」のではなく、「被害者を生み出す制度やシステムに責任主体を移行させる」必要性を説く(七八頁)。同じく韓国系でジェンダー研究者のローラ・ヒュンニ・カンは、在米アジア系女性に対してジェンダーや民族の同一性を過剰に強調することが、被害体験の非共有性や埋めることのできない被害当事者との溝を不可視化させる危険性を指摘する。そして彼女たち自身が内包する「無意識的な欧米的思考」を認識し、「慰安婦」問題に対する「自らの視覚や表象行為がどのように西洋主義的な認知様式に依拠しているかについて」自己省察を促している(八九頁)。最後に、日系文化人類学研究者の米山リサの論考は、彼女が「日本の戦争犯罪のアメリカ化」と名付けた言説的過程を検討している。チュウやカンとは違い、米山の論考は「日本の戦争犯罪のアメリカ化」に問題点のみならず可能性をも見出している点で特徴的である。その上で米山が提唱するのが、在米アジア系の人々による、アメリカ国内外の人々との「インターエスニック」かつ「トランスナショナル」な連帯の模索の必要性であり、それは日本軍「慰安婦」制度を「欧米主導の帝国主義的啓蒙主義には陥らないかたちで問題化し、批判するための言説形態構築の必要性でもある」という(一〇一頁)。

第二章では、アメリカ日系人で元下院議員のマイク・ホンダに焦点を当て、彼が二〇〇七年に下院へと提出した「慰安婦謝罪決議案」にみられる対日謝罪賠償請求活動を検討している。章のタイトルにある「二つのリドレス」とは、アメリカ日系人への賠償とアメリカ連邦議会による日本政府への謝罪決議案を指し示しており、この双方にホンダは深く関与している。この決議案をめぐるホンダの言説を特徴付けるのは、日系人強制収容への補償^{リドレス}は正を定めた一九八八年の「市民的

自由法」をモデルとした日本政府への国家謝罪と賠償の呼びかけである。ホンダは同法を聖典化し、日米の謝罪の現状を単純化・対極化させることで、「慰安婦」問題に対する日本政府の取り組みの不完全さを強調する。こうしたホンダの言説には、本来有効であるはずの日本に対する謝罪賠償の働きかけがアメリカのナショナリズムや道義的優位性を是認する役割を果たしてしまうだけでなく、双方の対話を困難にさせると同時に、アメリカにおける対外賠償が欠如する現状までもが不可視化されてしまう問題が存在するという。かくして中村氏は、日本の戦争犯罪への謝罪賠償の不完全さをアメリカにも共通する課題として提示しないホンダの呼びかけの限界を浮かび上がらせる。こうしたアメリカ・マイノリティが有する二重性に向き合う有効な方法として中村氏は、アメリカ・マイノリティが被る人権侵害をアメリカの軍事行為による国外犠牲者たちへと連結させる「グローバルな反暴力の連帯を模索する努力」(一二二頁)の重要性を説いている。

第三章では、「慰安婦謝罪決議案」後の二〇一〇年以降のアメリカで設置されるようになった「慰安婦」追悼碑をめぐる論争を分析している。まず北米での碑設置に反対またはアンビバレントな姿勢を示す日系人がいる理由として、日系人が日本の軍事加害と結びつけられることで人種差別の対象となることへの危機感や、「慰安婦」問題のみに焦点を当てた正義の希求が、北米主流社会のナショナリズムやレイシズムを迫認することで暴力の他者化を引き起こすことへの危機意識があると指摘する。さらに在米日本人の中には、「主流アメリカ社会が掲げる一元的正義や二重基準への反発から」(一五一頁)こうした問題と距離を置く人々がいると指摘する。また後半部では、過去の不正義を、それに立ち向かった人々の努力をつうじて記憶することが、

「他国の暴力」を自国のそれと関連付けると同時に「暴力の克服と未来にむけ社会を再構築させていくうえでも重要」（一五六頁）だと強調する。そして「慰安婦」碑が記憶の選別的生産や加害の記憶の排除に負担する危険性を孕むものと認めながらも、人々が様々な歴史や現在進行形の暴力を学び、自己を省みた「対話」の場として機能することを追悼碑の重要な役割の一つとして提示している。

以上のように第一部では、日本軍「慰安婦」問題に対する様々な応答を在米アジア系の研究者、政治家、運動家らを中心に検証している。続く第二部では三つのアジア系小説を取り上げ、それらが国家主義的な枠組みにとられない戦争の記憶を構築する過程を検討する。

第四章で扱う小説はコリア系アメリカ作家ノラ・オッジャ・ケラーによる小説『慰安婦』（一九九七年）である。同書の筋書きは一見したところ、日本軍「慰安婦」とされた「アキコ」がのちに夫となる白人アメリカ人宣教師に救出されアメリカへ移住するという「救済記」である。しかし同時に、「アキコ」にとって救済の場であるはずの「国家・家庭」が新たな支配関係の場として彼女を呑み込む様子が描かれている。このように物語内部に新たな支配関係の構図を組み込むケラーの試みは、「慈悲深い第三世界の解放者」としてのアメリカの自己表象に疑義を呈するものであり、「アメリカ的核家族」のイデオロギーを脱構築する行為とも言えるという。さらにケラーは日本帝国主義支配下での国家、家族、「女」の共犯関係を提示することで「女の同一性」の神話をも解体する。「救済記」を救出する側ではなく救済される側の立場から描き直すケラーの「脱出記」は、日本帝国によるアジアへの暴力を批判しながらもアメリカの「救済」に対抗するものである。こうしたケラーのテキストは、アメリカ国家主義の枠組みの

中においてアジアに対する日本の暴力を語ることの困難さへの「アジア系アメリカ」の一つの応答として読むことができるという。

第五章では、コリア系アメリカ作家チャンネ・リーの『最後の場所』（一九九九年）を取り上げている。同書は朝鮮人皇軍軍医見習いであったハタが、惨殺された朝鮮人「慰安婦」の「K」との過去に向き合う物語である。ハタは「自発的な」対日協力者であり、それゆえ「正しくない被害者」として描写される。しかし、ハタの物語は、アジア系アメリカの正規の記憶から排除されてきた記憶に光を投げかけるものであり、また国家の公的記憶を脱構築する営為でもある。それと同時に「正しく抵抗した被害者」のみが被害の訴えを可能とされる状態への疑義をも含意している。さらにハタが単純に「悪」ではなく、日本軍帝国主義に協力したこととトラウマに苛まれ続ける人物として描かれることは、「植民地支配という明らかな構造的暴力のなかで、被害と加害に容易に二元化はできない当事者の存在を示す行為」（二〇六頁）だと中村氏は指摘する。「K」の父においても、息子のために「K」とその姉を日本軍に差し出すという「被害者側の加害」とも言える「父」の物語をリーは描いており、この描写は被害と加害が折り重なった記憶を掘り起こすものであるという。一方、この小説での「慰安婦」表象には問題もある。それは上流階級出身であり自己の性の決定権を守るために死を選ぶ「K」が被害当事者の中心におかれているため、「慰安婦」制度が階級問題を内包していたことや、苦しみを押し殺し生き残ったサバイバー女性らの存在および彼女たちが受けた暴力が不可視化されていることである。ハタの思考を占めるのは「K」である。そのため、生き延びた「慰安婦」を苦しめた暴力や心的外傷にハタが向き合うことはない。ただし、こうした眼差しや

価値観はハタに限定されたものではなく、リーはこの人物を介して日本軍「慰安婦」性暴力の歴史を忘却させてきた「家父長主義の歴史を自らを可視化し、告発」（二二六頁）しているという。このようにサバイバー女性当事者中心の語りから取りこぼされてきた加害者側の新たな物語を描くリーの行為を中村氏は高く評価する。一方で生き延びた「慰安婦」当事者が戦後も抱え続けた暴力の記憶が欠如したりの小説は「当事者に対して小説自身が行使する暴力もまた指し示す」（二二八頁）と指摘する。

第六章では、一九七二年のカナダを舞台として日系人強制収容とそれへの国家賠償を描く、日系カナダ作家ジョイ・コガワの『おばさん』（一九八一年）を通し、「祖国アジアの戦争」を論じている。この小説において中村氏は次のことに着目する。それは、日系人強制収容への賠償実現のために自らの出自を否定した日系活動家エミリーの登場であり、そして主人公ナオミの母が受けた長崎での原爆体験をめぐる語りである。そこでは北米在住の日系人が同化主義時代に「正当な国民」として承認されるために「祖国ディスオウシヤの切り捨て」を行った一方、多文化主義時代には祖国の「回復」が生じたという歴史的文脈が鍵となる。エミリーは戦時中に「カナダ国民」として承認を得るために日系性を積極的に否定したものの、その後の多文化主義の台頭に伴い、「それまで否定しなければならなかった出自が誇るべきもの」（二四二頁）へと変化したという。しかし、日本に対するエミリーの視線の変容が、「国民」としての承認の獲得にその目的があるのだとすれば、「エミリーが示す出身国の切り捨てと回復はコインの裏と表」であり、エミリーが新たに結ぶ出身国「日本」との「関係性が、主流のカナダ国家を揺るがすことはない」と指摘する（二四二頁）。ただし、作者であ

るオガワにとって祖国日本は単なる切り捨てや取り込みの対象ではなく、同化や統合が不可能な、「国家の前提をなす同質性を揺さぶる存在」（二四五頁）であるという。それはコガワが『おばさん』において、日系人強制収容、長崎への原爆投下、そしてカナダ先住民への植民地主義的人種暴力という三つの暴力を連結させているからである。そして先住民への弾圧のみが暗示的に語られる意味を中村氏は「複数の暴力が同質的な国民国家の記憶へと統合され、そこに祭られることへの抵抗」（二四九頁）と見ている。

第七章では、ケラーの『慰安婦』を、前章で扱った『おばさん』と関連付けながら再び取り上げている。『慰安婦』は、「慰安婦」制度の被害当事者である「アキコ」とアメリカで生まれ育ち被害体験のない娘ベツカという二人の語りから構成される。「慰安婦」であった「アキコ」の過去と心情の描写により「アキコ」がとる奇怪な行動が「娘の見えなさの問題として示されている」（二六四頁）と中村氏は強調する。また「アキコ」の言葉が、外からは「滑稽な移民英語」として「嘲笑の対象」となる過程の暴力性が描かれていることも特別な意味を有するという（二六七頁）。そして「アキコ」が遺した「慰安婦」としての過去を告白するテープにベツカが耳を傾け語り伝えるというシャーマニズム的行為は、『おばさん』でナオミが母の被爆体験を聞きとろうとした行為と共振するものであり、「語る機会を奪われたまま殺された無数の女性たちの言葉を聞き取り、その物語を語り継ぐことの絶対的必要性」（二七五頁）を示すという。こうしたベツカの言説行為に関しては「語り手と、それを語り直す聞き手／語り手の非同一性」（二七九頁）が示されるが、それは「他者の言葉に耳を傾け、理解しようと努めることの重要性と、完全には理解できない体験の他

者性や残余、理解の不全性との拮抗を表す」（二八一頁）ものだとい
う。コガワやケラーは「怪物的アジア人の母」の「書き直し」として
の「母の再表象」をする一方で、祖国が「安全な他者」として再表象
される危険性に警鐘を鳴らしていると、中村氏は考察している（二八
六頁）。

次に評者は本書の全体的な総括へと移りたい。本書において最も注
目すべき点は、先学が築いた「批判的比較研究」の方法論を導入し、
複数の暴力を「補償是正」^{リドレス}の範囲を広げる形で同時並列的に語ったこ
とである。それにより国家の物語に吸収されない戦争暴力をめぐる言
説の可能性を見事に描き出した。この中村氏の試みは高く評価される
べきである。さらに、本書が戦時暴力に対する在米アジア（系）の人々
の様々な応答を明らかにしたことも重要である。従来、日本では「慰
安婦」問題に対する在米アジア（系）の人々の錯綜する心情に光が当
てられることは稀であった。在米「慰安婦」碑に関しても、賛成か反
対かの二極的反応ばかりが取り沙汰されてきた。そのような二元論的
枠組みではとらえきれない多様な声を拾い上げた本書の意義は大き
い。

一方、行論の上で若干の問題を指摘するとすれば、本書は三つの戦
争記憶をめぐる多くの論点を含んでいるため、「序章」や各部の「序」
に提示された枠組みに対応する「終章」や「結」などを設け、検証結
果を取りまとめたならば、本書の豊かな知見をより明確に提示できた
ように思える。

次に評者は日系アメリカ人史研究の視点からのコメントを付した
い。中村氏は「日系アメリカ」を通じた「慰安婦」問題への謝罪呼び
かけに関して、日本の戦時性暴力が日系人強制収容に対する補償是正

と関連付けられることでアメリカの道義的優位性を強調する言説が
展開してきたと指摘する。この語りの「有効性」に関して中村氏は、
安倍政権が「河野談話」の見直しを「断念」したことを挙げ、「アメ
リカ政府や世論による国際的圧力」が「慰安婦」制度を「否定すべく
あらゆる手を尽くしてきた日本の保守政権に対して（たとえ表面的と
はいえ）果たす役割は否定できない」と指摘した（三六六頁）。しかし、
上記の言説が具体的に「河野談話」の見直しの断念にどのように作用
し、どの程度の影響をもたらしたのかはより詳細な検討の余地がある
だろう。

また、リドレスをめぐる日米双方の言説については、より長期的な
視野に立った検討も重要ではないだろうか。近年のリドレス研究が示
すように、日系人へのリドレスをアメリカの国際的な道義的優位性と
結びつける言説自体は、一九八八年の「市民的自由法」の可否をめぐ
る議会審議の時点で既に現れていた^(三)。冷戦終結期においてリドレ
スは、世界の中でアメリカが持つ例外的な道義的権威を示す象徴的行
為としての意味を帯びるようになり、連邦議会議員らは「市民的自由
法」を「正義のシンボル」として築き上げたという^(四)。さらに、「市
民的自由法」成立以前の一九八〇年には、戦時強制収容の実態調査や
連邦議会への適切な救済措置の勧告を目的とする「戦時民間人転住・
収容に関する委員会」が設置されたが、この調査委員会の設置法案を
めぐる公聴会や本議会の議論においても、同委員会の設置や調査は、
アメリカの道義的・国際的立場の強化と関連付けられていた^(五)。以
上のように、リドレス運動が展開した時期から既にリドレス関連法案
がアメリカの国際的立場や道義的権威と共に語られていたことを考
慮すれば、「慰安婦謝罪決議案」や「河野談話」の見直しだけでなく、

少なくとも一九八〇年代にまで遡り、日本側でリドレスが如何に捉えられたのかを検討する必要があると思われる。その際、アメリカからの概念や言説が日本に一方的に「輸入」されるのではなく、「土着化」が起こるものと考えるべきであろう。文学研究者の鈴木紀子が論証してきたように、アメリカの西部言説は戦後日本において「土着化」したのであり^(五)、リドレスに関してもアメリカ側の言説の「有効性」に留まらず、日本での「土着化」にも目を配ることで、本書の内容をより一層発展させることができるのではないだろうか。

最後に評者は、中村氏が抱えた本書をめぐる葛藤について述べたい。中村氏は本書の最後で、「慰安婦」制度被害者への補償や日本の加害性を語ることがより一層困難になっている日本において本書を刊行することに不安があったと吐露している。しかし「欧米主導の啓蒙主義に対して違和感をもつ人々が日本の戦争犯罪否定派に共感することを防ぐためにも、従来の対立軸とは違う、二極的ではないポジションを示す必要がある、書く必要がある」(三二七頁)という周囲からの励ましにより、本書を完成させることができたという。センシティブかつ現在進行形の問題を扱うことは、研究者が「ヘイト」に晒される危険性を伴う行為でもある。それでもなお、学問的信念に基づき本書の刊行を英断した中村氏に対して評者は尊敬の念を禁じ得ない。貴重な情報と示唆に富む本書が日本で広く読まれることを心から願っている。(青弓社、二〇一七年七月刊、三二七頁、本体三〇〇〇円＋税)

引用文献

〔一〕 牧野理英の書評は『多民族研究』二〇一八年、第一一〇号、七二

—七四頁。金富子による書評は『大原社会問題研究所雑誌』二〇一九年、七三一・七三二合併号、九四—九八頁。

〔二〕 Cathleen K. Kozen. "Redress as American-style justice: Congressional narratives of Japanese American redress at the end of the Cold War." *Time & Society*. 2012, 21 (1), p. 104-120.

〔三〕 Ibid.

〔四〕 拙稿「アメリカ合衆国における二つのリドレス運動の衝突と交錯——『戦時民間人転住・収容に関する委員会』の設置をめぐって」『歴史』二〇二〇年、第一三五号、(左) 一一—二八頁。

〔五〕 例えば以下を参照。鈴木紀子「西部フロンティアと日本——戦後日本における西部言説の『土着化』と日本の自己再生をめぐる文化政治学」(『大妻女子大学紀要—文系—』二〇一三年、四五巻、六一—七一頁。)

(受付日: 二〇二二年二月二日、受理日: 二〇二二年七月二十日)

阿部 純 (あべ じゅん)

現職: 東北大学大学院国際文化研究科博士後期課程。

東北大学大学院国際文化研究科博士前期課程修了。

専門は日系アメリカ人史。

論文: アフリカ系アメリカ人から見た日系アメリカ人リドレス運動——「一九八八年市民的自由法」成立までを中心に(『国際文化研究』二〇一九年、第二五号、一一—一六頁。)

アメリカ合衆国における二つのリドレス運動の衝突と交錯——「戦時民間人転住・収容に関する委員会」の設置をめぐって(『歴史』二〇二〇年、第一三五号、(左) 一一—二八頁。)

Rika Nakamura

Narrating the Atrocities of their Ancestral Lands : Asian America and War Memories

Jun Abe¹

¹Graduate School of International Cultural Studies, Tohoku University
41 Kawauchi, Aoba-ku, Sendai, Miyagi, Japan 980-8576

Key words : Asian America, War memories, Atomic bombing, “Comfort Women,” Internment